

令和7年2月 時津町農業委員会総会

日時 令和7年2月25日（火曜日）10時～11時

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-66号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-68号）

日程第4 議案第3号 非農地通知の発出について

日程第5 議案第4号 地域計画（案）の意見聴取について

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出（受付番号第1-65号）

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（受付番号第1-67号）

報告第3号 農地転用許可不要案件（農業用施設）届出書（受付番号第1-69号）

3. 出席委員

○農業委員（11名）

1番 朝長 克二 2番 吉川 博美 3番 坂本 敬治

4番 小畠 栄一 5番 高橋 達男 6番 溝上 勝也

7番 池田 稔 8番 濱田 信 9番 渡辺 洋一

10番 水口 直樹 11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人 2番 溝上 直美 3番 植田 秀之

4. 議事録署名人 11番 辻 文美 1番 朝長 克二

議事録

○議長 皆さんおはようございます。ただ今の出席委員は農業委員11名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和7年2月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、11番辻委員、1番朝長委員を指名いたします。日程第2、議案第1号について事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は浜田郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は同住所の母の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇、地目は畑、地積は996㎡です。贈与による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は、譲受人は農業後継者として譲り受けるため、譲渡人は高齢のため一部農地を後継者に承継するためです。市街化調整区域の第2種農地で、農作業従事者は2名、従事日数は350日、譲受人経営面積は996㎡です。2ページ以降は許可申請書です。3ページの下「作付け予定作物」は野菜です。4ページ中段の「農作業に従事する者」は譲受人と譲渡人で、あわせて年間350日農業に従事しています。7ページ上の「周辺地域との関係」は通常の営農方法で耕作するので周辺農地への影響はないとのこと。下の「地域との役割分担の状況」としましては、近隣農業者との話し合いに参加し、獣害被害対策等に協力していくとのこと。8ページは位置図です。申請地は〇〇の南東付近で、区画整理区域内に隣接する農地です。9ページは現況写真です。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第1号は許可することに決定いたします。日程第3、議案第2号について事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第2号について説明いたします。10ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。使用借人は日並郷〇〇、〇〇さん、使用貸人は同住所の父の〇〇さん、農地は日並郷〇〇外2筆、地目は畑と田、地積合計は536㎡です。使用貸借権の設定で設定期間は永久です。申請理由は、使用借人は農業用倉庫建築のため、使用貸人は使用借人から相談があったためです。市街化調整区域内の農地で〇〇と〇〇は地域計画区域内の農地となっています。地域計画区域内農地の所有権移転については地域計画の変更が必要となりますが、現在策定中ですので今回許可がおりたら、地域計画の記載内容の変更を行う予定です。農作業従事者は3名で従事日数は合計で400日、使用借人経営面積は12,617㎡です。11ページ以降は許可申請書です。12ページの「作付け予定作物」は野菜と植木です。14ページの「農作業に従事する者」は使用借人とその妻と使用貸人で、あわせて年間400日従事しています。16、17ページは位置図です。申請地は〇〇沿いの〇〇の西側の農地です。18ページは現況写真です。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第2号は許可することに決定いたします。日程第4、議案第3号について事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第3号について説明いたします。20ページをご覧ください。令和6年度非農地通知発出一覧の案です。本町では令和6年10月に農業委員、推進委員の皆様にも農地利用状況調査を行っていただきましたので、その結果をもとに将来的に農地としての活用が困難だと見込まれる農地を選定し、今年度の非農地通知の発出一覧の案を作成しました。今回、非農地通知を発出する予定の農地は全体で111筆、面積合計は76,262㎡、農地所有者は38名です。22ページには、今回の非農地通知の主なエリアを載せています。主なエリア

としましては、〇〇から〇〇側のエリア、〇〇奥のエリア、〇〇付近のエリア、〇〇周辺のエリアです。説明は以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第3号は原案どおり決定することといたします。日程第5、議案第4号について事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第4号ですが、地域計画（案）の資料を本日配布しています。こちらについては産業振興課農林水産係長が説明いたします。

○係長 地域計画（案）についてご説明いたします。昨年12月に各地区の協議の場にご出席いただき、ありがとうございました。その際の意見を踏まえまして、地域計画（案）を作成しております。計画には担い手の一覧もつけていますが、こちらは個人情報関係で後ほど回収させていただきます。本町の地域計画については農振農用地がある3地区について作成しておりますので、3地区分並べてご覧ください。まず、「1地域における農業の将来の在り方」の「(1) 地域計画の区域の状況」としましては3地区とも農振農用地としております。次に「(2) 地域農業の現状及び課題」と「(3) 地域における農業の将来の在り方」は記載のとおりです。各地区の協議の場でいただいた意見を記載しております。次に「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の「(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針」は3地区共通としております。「(2) 担い手に対する農用地の集積に関する目標」は各地区の現状の集積率と将来の集積率の目標を記載しています。「(3) 農用地の集団化に関する目標」は、こちらも3地区共通です。次に「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」の「(1) 農用地の集積、集団化の取組」は記載のとおりです。今後、要望の聞き取りを行う予定としております。「(2) 農地中間管理機構の活用方法」は記載

のとおりです。今後も農業者への制度周知を図ることとしています。「(3) 基盤整備事業への取組」も共通で、従前からの補助のみでなく、引き続き、農業者の要望を聞きながら検討を図っていくこととしています。「(4) 多様な経営体の確保・育成の取組」は販売ルート拡充を図るための情報提供を行うこととしています。加工についても研究を図りながら、新たな特産物の開発に取り組むこととしています。「(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組」は各地区それぞれの取組を記載しています。次の任意事項は3地区共通で、有害鳥獣対策や自然災害に係る補助等を記載しています。それと別紙に各地区の担い手の一覧と目標地図を添付しています。担い手の一覧は、ホームページで公表の際は氏名は不記載とする予定です。地域計画につきましては、今回作成後も、令和7年度以降、随時見直しを行う予定としており、次年度以降も協議の場で意見を伺っていくこととしております。以上で説明を終わります。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○10番 農作物毎に色分けした地図なども作成した方がよいのではないかと。

○係長 地域計画には所有者ごとに色分けした地図を添付していますが、そのほかにも各種地図を作成していますので、農作物毎の地図も検討したいと思います。

○議長 ほかに質問はありませんか。ないようでしたら、議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第4号について農業委員会の意見としましては「原案どおりで異議なし」とすることといたします。日程第6、報告が3件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが24ページをご覧ください。時効取得を原因とする農地の移転についてです。権利者は西時津郷〇〇、〇〇さん、義務者は諫早市堂崎町〇〇、〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は375㎡です。25ページは長崎地方法務局からの通知

です。通知日は令和7年1月17日、受付年月日は令和7年1月6日、登記原因日付は平成15年8月28日の時効取得、登記の目的は所有権移転です。今回の時効取得の経緯としましては、平成15年8月に〇〇さんが転出する際に、〇〇さんが農地を譲受け、管理してきましたが、当時、営農要件に該当しておらず、登記の変更を行っていませんでした。現在、農地を管理して20年以上経過したため時効取得により登記手続きを行うものです。26ページは位置図です。〇〇の北東側付近の農地です。27ページは現況写真です。

次に報告第2号ですが28ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。使用借人は元村郷〇〇、〇〇さん、使用貸人は元村郷〇〇、〇〇さん、農地は元村郷〇〇外1筆、地目は田、地積合計は497.74㎡、市街化区域内の第3種農地です。使用借人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は使用貸借の設定、権利の期間は30年です。29ページは届出書です。「4 転用計画」ですが、住宅の建築面積は121.78㎡で工事は令和7年2月20日から着工し、6月30日完了予定となっています。「5 被害防除施設の概要」としましては、申請地付近には使用貸人の農地がありますが、土地造成工事（切土）を施工するにあたり土留め工事を行うため被害が生ずる恐れはないとのことです。30ページは位置図です。申請地は〇〇の北側、〇〇の東側付近です。31、32ページは現況写真、33ページ以降は住宅の配置図、立面図です。35ページは顛末書です。使用貸人の〇〇さんは今回の申請農地の一部を未届で駐車場として使用していましたので、顛末書を添付してもらい、今回届出を提出してもらうこととしています。

次に報告第3号ですが、37ページをご覧ください。農地転用許可不要案件（農業用施設）届出書です。届出人は日並郷〇〇、〇〇さん、農地は日並郷〇〇外2筆、地目は畑と田、地積合計は536㎡、市街化調整区域内農地です。

届出人は農業用倉庫を建設するため届出を行うものです。工期は受理通知後3カ月以内に着工し、着工後6カ月以内で完了予定です。農業用施設の概要は農業用倉庫で施設面積は135㎡、所要面積は142.5㎡です。200㎡未満の農業用施設の設置につきましては農地転用許可不要案件となっていますので今回届出を提出しています。こちらは先ほどの議案第2号の関連で、使用貸借権を設定した農地に農業用施設を設置するものですが、この届出の受理通知については、本日の総会の結果に応じて行うこととしております。38ページは届出書、39ページは位置図、41ページ以降は農業用倉庫の配置図、平面図、立面図です。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 報告事項について、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は3月25日（火）午前10時から第2庁舎3階会議室で開催します。